四　大使館又は政府代表部の参事官並びに総領事館の総領事及び領事のうち、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるものの官職
五　税関又は沖縄地区税関の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
六　国税局又は沖縄国税事務所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
七　植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所の統括植物検疫官又は動物検疫所若しくは動物検疫所支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
八　地方整備局事務所の課長、北海道開発局の課長又は北海道開発局開発建設部の課長に準ずる官職として人事院が定める官職並びに地方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官、地方運輸局又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席運輸企画専門官、地方運輸局運輸支局の首席海事技術専門官及び運輸監理部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席海事技術専門官
九　海上保安学校の部長に準ずる官職として人事院が定める官職
十　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるものの官職のうち人事院が定める官職
十一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるものの官職のうち人事院が定める官職
十二　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるものの官職のうち人事院が定める官職
十三　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるものの官職のうち人事院が定める官職
十四　次に掲げる職員が占める官職であって、臨時的に置かれる官職（人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職及び附則第二条の規定により読み替えられた次条各号列記以外の部分に規定する官職若しくは同条第一号から第十号までに掲げる官職若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える第四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる官職への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、十四日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職を除く。）
イ　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
ロ　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
ハ　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
ニ　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
ホ　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
ヘ　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
ト　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
チ　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
リ　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
ヌ　医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
ル　福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの
十五　行政執行法人の官職のうち、俸給の特別調整額支給官職に相当する官職として人事院が定める官職
十六　前各号に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として人事院が定める官職（管理監督職から除かれる官職）

第三条　法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。
一　法第八十一条の六第二項ただし書に規定する人事院規則で定める職員が占める官職
二　病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める官職（前号に掲げる官職を除く。）
三　研究所、試験所等の長で人事院が定める官職
四　迎賓館長
五　宮内庁次長
六　金融庁長官
七　国税不服審判所長
八　海難審判所の審判官及び理事官
九　運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査をその職務の内容とする事故調査官で人事院が定める官職
十　地方環境事務所の国立公園調整官
十一　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの官職
十二　法第七十九条の規定により休職にされた職員若しくは法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職する日、法第八十二条の規定により停職にされた職員、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員が同条第七項に規定する弁護士職務経験（第五条第二号において「弁護士職務経験」という。）を終了する日までの間に占める官職
十三　指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職であって、次に掲げるもの（前号に掲げる官職を除く。）
イ　人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職
ロ　附則第二条の規定により読み替えられた各号列記以外の部分に規定する官職若しくは第一号から第七号までに掲げる官職若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える次条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる官職への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、十四日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職
十四　前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第八十一条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院が定める官職（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等）

第四条　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。ただし、第三号において同じ。）、会計検査院事務総長、人事院事務総長及び内閣法制次長
一　事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。第三号において同じ。）、会計検査院事務総長、人事院事務総長及び内閣法制次長
二　外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。次号において同じ。）の長官、警察庁長官及び消費者庁長官